

令和7年度 京都市立紫野小学校「学校のきまり」見直し計画

本校では、関係教職員で組織される委員会及び児童会（本部委員会）によって毎年「学校のきまり」を見直しています。これまでにも、持ち物（「ふせん」や「ラインマーカー（蛍光ペン）」）について、児童会の意見をもとに改訂を行いました。

今後も教職員の教育観や児童会の主体性を生かしながら、よりよい学校生活に寄与できるよう取組をすすめてまいります。

時期	「学校のきまり」見直しに向けた取組
新年度 ～学期始業まで	<ul style="list-style-type: none">・関係教員で、新年度の「学校のきまり」策定に向けた検討会を実施・職員会議にて「学校のきまり」承認
2～3学期	<ul style="list-style-type: none">・児童会（本部委員会）が主体となり、各学年代表委員会とともに学校のきまりについて意見交流・出てきた意見について相談・意見交流し、担当教員への申出および職員会議への提案・児童から出てきた意見について、関係教職員で組織する委員会で検討、職員会議に諮る・結果を児童会と共有
3学期	<ul style="list-style-type: none">・1年間の児童の様子や児童会から提案された意見をもとに振り返り・次年度へ申送り